

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

改正案	現行
<p>（ボラテイルリテイ調整率の適用除外）</p> <p>第百一条 標準的手法採用行は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第九十一条又は第百四条の算式においてボラテイルリテイ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>	<p>（ボラテイルリテイ調整率の適用除外）</p> <p>第百一条 標準的手法採用行は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第九十一条又は第百四条の算式においてボラテイルリテイ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充  
 実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正案	現行
<p>（ボラティリティ調整率の適用除外）            第七十九条 標準的手法採用行は、次の各号に掲げる条件を満たし、            中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第            六十九条又は第八十二条の算式においてボラティリティ調整率を適            用することを要しない。            一～八 （略）            2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。            一～四 （略）            五 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の            ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法            律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金            をいう。）及び企業年金連合会            六 （略）</p>	<p>（ボラティリティ調整率の適用除外）            第七十九条 標準的手法採用行は、次の各号に掲げる条件を満たし、            中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第            六十九条又は第八十二条の算式においてボラティリティ調整率を適            用することを要しない。            一～八 （略）            2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。            一～四 （略）            五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設            立された厚生年金基金及び企業年金連合会            六 （略）</p>

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改正案	現行
<p>（ボラテイリティ調整率の適用除外）</p> <p>第九十九条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第八十九条又は第百二条の算式においてボラテイリティ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>	<p>（ボラテイリティ調整率の適用除外）</p> <p>第九十九条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第八十九条又は第百二条の算式においてボラテイリティ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改正案	現行
<p>（ボラテイルリテイ調整率の適用除外）</p> <p>第七十六条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラテイルリテイ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>	<p>（ボラテイルリテイ調整率の適用除外）</p> <p>第七十六条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラテイルリテイ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>